

いじめ防止等のための基本的な方針【概要版】

長野県伊那北高等学校

1 本校におけるいじめ防止等の対策の目指すもの

本校校歌の中で謳われる「天真（まこと）」とは、真理を探究し正義を求め、幅広い人格の形成を目指すものであり、本校においては、いじめは絶対に許さないことはもとより、個性豊かな人間の育成を目指し、その個性、人格を理解し尊重できる安全・安心な学校環境を整えることが求められる。そのため、自らが「気づき、考え、実行する」場面を設け、生きる力を高めていく。また、自主、自立の精神のもと自由と責任を重んじ努力を惜しまない態度を養う。

2 本校におけるいじめ問題の考え方

どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという認識に立ち、毅然とした態度で指導する。また、いじめられている生徒の立場に立って細心の注意を払い、心に寄り添う指導を行う。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 教育相談（随時）

- ・相談担当者（特別支援コーディネーター・養護教諭・教育相談係・クラブ顧問）及び各クラス担任を中心に、いじめに関する情報を早期に収集する。

(2) 定期面談

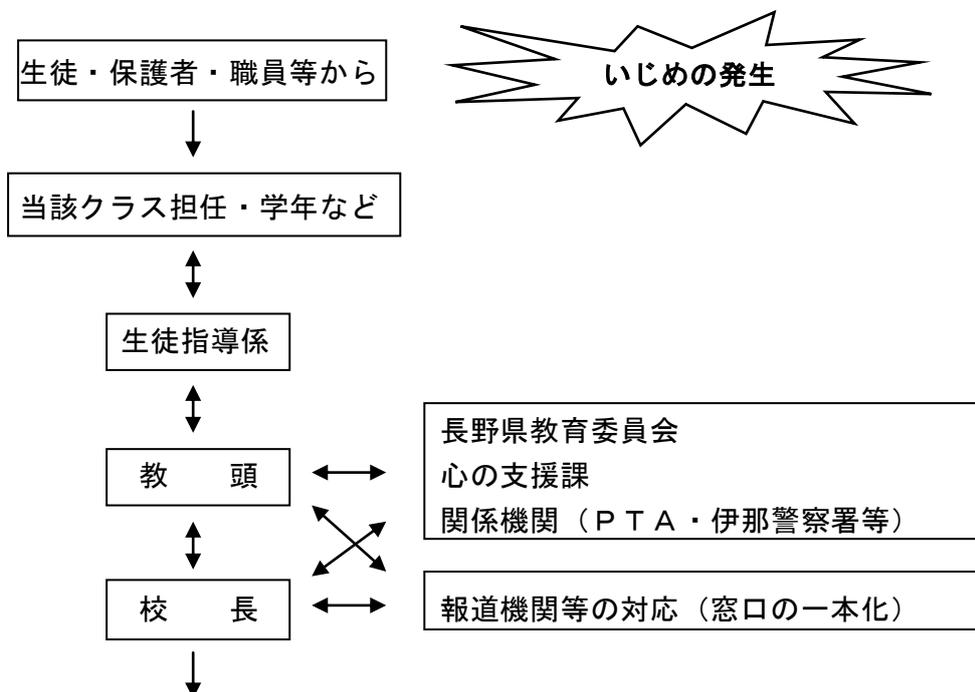
- ・年間計画に5月・7月・9月・12月の年4回、生徒とクラス担任の面談週間を位置づけ、個別に生徒と話をする時間を確保する。

(3) 生活実態調査

- ・年3回、生活実態調査（生徒指導関係）を行い、いじめに関する実態を把握する。

4 いじめが発生したときのフローチャート

いじめが生じた際、クラス担任・クラブ顧問などの特定の教員が対応するのではなく、いじめ防止委員会を中心に学校全体で対応する。



【いじめ防止委員会】 校長・教頭・生徒指導係 2 名・生徒相談係・養護教諭・学年主任
クラス担任・副担任・南信教育事務所 SSW・本校 SC・PTA 会長

①情報収集及び整理

- ・関係職員から情報収集
- ・被害生徒や保護者から事実確認
- ・加害生徒から事実確認（保護者に了承を得る）
- ・クラスや学年など生徒から事実確認（必要に応じて）

②指導体制・方針の検討（いつ・誰が・何を）

【緊急職員会議】 全教職員

①情報の共有 ②指導方針の共通理解 ③校内的な取組及び支援体制



【生徒指導係・クラス担任】

- ・被害・加害の保護者への説明

【校長・教頭】

- ・PTA 役員等への説明

【スクールカウンセラー】

【スクールソーシャルワーカー】

- ・支援が必要な生徒へのカウンセリングの実施やサポート。

【クラス担任・学年・生徒指導係・教育相談係】

- ・被害生徒への支援
- ・加害生徒への指導
- ・傍観者への指導
- ・クラス全体への指導

【生徒指導係】

- ・全校生徒への指導（必要に応じて）

【学年】

- ・当該学年の生徒への指導（必要に応じて）

【全教職員】

- ・組織的・継続的な指導及び支援

5 具体的な事実確認のポイント

- (1) 関係生徒からの事実確認（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした）をする。
- (2) 関係生徒が複数の場合は、別々の部屋で行う。
- (3) 生徒指導担当者が、それぞれの情報を整理し、一致しない点があれば担当者に、どこの部分を再度確認するのかを指示する。
- (4) 事実の確認は生徒指導担当者等の指示で同時に終わるようにする。その後、関係の生徒を集めて事実の確認や指導をおこなう場合もある。
- (5) 必要に応じて、保護者に連絡する。特に、関係の生徒の帰宅時間が遅くなる場合は、家庭への連絡を行い、保護者の了承を得る。